

自律的契約関係の在り方

自律的契約関係の検討の大前提

■「経済財政運営と改革の基本方針2019」（抄）

- ✓ 世界の先進大学並みの**独立した、個性的かつ戦略的大学経営**を可能とする大胆な改革を可及的速やかに断行するための出発点であること
 - ✓ より高い教育・研究に向けた**自由かつ公正な競争を担保**するための契約であること
- 

- 社会変革の原動力として期待される国立大学法人が、**拡張する機能を最大限発揮できる『真の自律的経営』**に相応しい、国との関係性（自律的契約関係）を構築することが必要

国立大学法人と国との関係性について

～過去の本検討会の主な委員発言より～

- 国は、まず資金獲得の**自由裁量を国立大学に与えた**上で、その**結果を問う**形とするべきではないか
- 国立大学が自由度を持ち、自主性に基づき経営手腕を発揮できるようにするため、**事前管理型から事後チェックを基本とする engagementの仕組み**を構築することが必要
- 国は国立大学に対する管理を厳しくするのではなく、大学が持つ**多様な特徴が活きるよう、大枠の方針（方向性）を示す**に留めるべき
- 国立大学法人は公共財であり、**多様なステークホルダーとのコミュニケーションを重視**することが必要。そのために、国立大学はステークホルダーに対するメッセージを明確に発信するべき
- 社会からの期待を、経営陣が適時把握できる仕組みが不可欠

「自律的契約関係」の基本的な考え方

～過去の本検討会の議論より～

社会変革の原動力として期待される国立大学法人が、**拡張する機能を最大限発揮できる『真の自律的経営』に相応しい**、国との関係性（自律的契約関係）とは？

機能が拡張することで、多様化がさらに進み、経営の幅が拡大する中、経営の裁量を確保するために、「**“エンゲージメント型”の大学経営へ**」

- ① **自由裁量の余地**をもたらす、**事前管理から事後チェック**を基本とした新たな法的枠組みを構築
 - ✓ 多様なステークホルダーとコミュニケーションが出来ることが大前提
 - ・ パフォーマンスの見える化と徹底した情報公開による透明性確保
 - ・ 社会や市場からの視点も含めた、評価の多元化
- ② **裁量拡大**を可能とする、**手段**（人・モノ・金）を確保するための規制を緩和
 - ✓ 学生定員管理や組織再編の柔軟化、機能の外部化（出資対象事業の拡大）、財源多様化

自由裁量の余地をもたらす、エンゲージメント型の大学経営を基本とした新たな法的枠組み①

現在は中期目標・計画により、国と国立大学法人の契約関係は成立し（中期目標管理型）、これに基づき法人評価がされているが、これらの在り方を抜本的に見直してはどうか？

（中期目標）

- 国立大学法人に求める**役割や機能に関する大綱的かつ基本的事項のみを示す**に留めることとしてはどうか？

（中期計画）

- 国が示す基本的事項を踏まえつつ、自由な形式で、国立大学法人の**長が自らの組織の特性を活かした6年間のビジョンや構想を、ステークホルダーに対して宣言**する内容としてはどうか？（教育研究、業務運営、財務内容などの達成すべき目標、指標などを定量性を持った形で見える化）

自由裁量の余地をもたらす、エンゲージメント型の大学経営 を基本とした新たな法的枠組み②

(法人評価)

- 各国立大学法人における自己評価について、国立大学法人ガバナンス・コードへの適合状況の積極的な公表も含め、**社会や市場など外部からの視点を取り入れることにより、充実・強化**を図ってはどうか
- 自己評価の充実・強化を前提として、**毎年度の年度評価を廃止**し、評価委員会においては、6年間を通じた業務実績の評価（中間・終了）を原則としてはどうか
- 教育・研究活動に係る評価については、NIADによる徹底した**ピアレビュー結果を、他の評価の仕組みにも併せて活用**してどうか
- 法人**評価の結果の反映**は、社会や市場からの反応が資金調達額として**直接的にフィードバックされることにて行われている**と考えられるのではないかと

国立大学法人法案に対する附帯決議（衆）

五 （略）また、中期目標等の業績評価と資源配分を結びつけることについては、大学の自主性・自律性を尊重する観点に立って慎重な運用に努めること。（略）

国立大学法人法案に対する附帯決議（参）

八 国立大学法人法による評価制度及び評価結果と資源配分の関係については、同法第三条の趣旨を踏まえ慎重な運用に努めるとともに、継続的に見直しを行うこと。

自由裁量の余地をもたらす、エンゲージメント型の大学経営を基本とした新たな法的枠組み③

- ガバナンス（経営）体制について、それぞれの国立大学法人が、**主体的に、最も優れていると考える形を選択できるように規定を柔軟化**してはどうか
- その場合、多様なステークホルダーに対する**説明責任を直接的に果たし、チェック機能が自律的に働く仕組み**が必要であることに留意
 - 内部統制に係る組織の在り方について、その**構成員の要件や役割といった大枠のみを法定化**することとし、その他の事項（構成員の総数や任期など）については、国立大学法人の経営判断に委ね、その**妥当性や効果は、中期計画を通じて法人自らが説明責任を負う（認可）**こととしてはどうか？
 - その場合、市場も含め極めて高い外部性を持つ活動を行っている**指定国立大学法人のみの特例**とすべきか、全法人を対象とすべきか？
 - 多様なステークホルダーからの目を、**是正機能として有効化**させるためには、**どのような仕組みが必要か？**

自由裁量の余地をもたらす、エンゲージメント型の大学経営を基本とした新たな法的枠組み④

- **大学が自ら是正する仕組み**として、内部統制に係る組織の**外部性の確保や、牽制機能に係る組織の役割**について、『組織の在り方の大枠』として法定化してはどうか？

■ **学長選考会議の牽制機能**を明確にするため、

- ①学長選考会議の外部性を確保する観点から、その構成員は経営協議会と教育研究評議会から選出された者のみとし、**学長・理事は関与しないことを法定**してはどうか
- ②学長選考会議が選考した学長又は機構長の業務執行の状況について**恒常的な確認を行う機能について法定**するとともに、**名称を「学長選考・経営会議（仮）」に変更**してはどうか

- **国による牽制の仕組み**として、文科大臣が任命することとされている**監事の機能・権限の実質化**に向けて、その『機能の在り方』を法定化してはどうか？

- ## ■ 監事の役割や（その常勤化）、監事候補者の選考や監事を支援する体制整備の在り方について、法定してはどうか

裁量拡大を可能とする、手段（人・モノ・金）を確保するための規制を緩和①

- 国立大学法人がそれぞれの戦略性を発揮するため、経営基盤の強化に繋がり得る**多様な手段を、主体的に選択できる環境**が不可欠
- 国立大学法人の**自律的な自助努力による駆動力を促す**ため、国は『**大枠**』を**規定するに留める**方向で、規制緩和を進めてはどうか？
- ただし、その場合、幅広いステークホルダーからの**適切なフィードバックで、退場が決まるシステムの内在化**が大前提であることにも留意

（定員管理：第4回、第5回の議論）

- 学位の分野の変更がない場合、学部・学科の再編等を伴う定員変更（収容定員の総数は増加しない）の手続きを簡素化
- STEAM人材育成やグローバル化対応等を促進するなど、政策的要請や緊急度の高い領域分野に関する学部の定員管理を弾力化
- 優秀な留学生の戦略的獲得に向けた、外国人留学生の授業料設定などの弾力化
- 事後的なquality controlとしての退出戦略はどうあるべきか？
- ニューノーマル社会における定員の定義の見直しが不可欠（別途検討）

裁量拡大を可能とする、手段（人・モノ・金）を確保するための規制を緩和②

（機能の外部化：第3回の議論）

- 産学連携のさらなる活性化と財政的な自立化に向けて、「**研究成果の活用促進に関する事業（オープンイノベーション機能、共同研究機能）**」を出資可能な対象事業として追加
- 国立大学が保有するシーズやノウハウの社会還元促進に向けて、
 - ① 指定国立大学法人のみに限定されている「研究成果の活用に関する事業（研修・講習やコンサルタント事業）」を、**全ての国立大学法人に拡大**
 - ② 国立大学が培ってきた**教育研究に関するノウハウを活かせる事業（入試支援業務、留学生支援業務など）**を出資可能な対象事業として追加
- 研究開発型発ベンチャーへの出資や、出資子会社を統括するホールディングカンパニーへの出資の是非については、どう考えるか？

裁量拡大を可能とする、手段（人・モノ・金）を確保するための規制を緩和③

（財源の多様化：第2回の議論）

- 国立大学法人等が行うことができる長期借入金の借入れ・債券**発行の対象事業及び償還財源を拡大**（令和2年6月政省令改正）
 - ✓ 対象事業：先端的な教育研究の用に供するために行う土地の取得等
 - ✓ 償還財源：業務上の余裕金
- 対象事業について、**固定資産以外にも拡大**することについてはどう考えるか？（公共財としてのインフラ基盤である国立大学に対して国の責任で措置すべき運営費交付金との使途整理が必要）
- **償還期間**（最長40年間）について、**更に拡大**すること（リファイナンスも含む）についてはどう考えるか？

裁量拡大を可能とする、手段（人・モノ・金）を 確保するための規制を緩和④ ～金融商品による共同資金運用の簡素化（提案）～

- 一定の収益性の高い金融商品による資金運用の認定を受けた国立大学法人は18法人(令和元年6月)（※指定国立大学法人の場合は、特例で認定免除）
- 今後、財源の多様化を進めるに当たり、資金運用は有効な手段の一つ
- さらに複数の大学で運用を共同化することによって、業務の効率化や、スケールメリットを活かした資金運用が期待される（北海道地区では北海道大学を基幹大学、他の6大学を連携大学として共同で運用）
- 現在、資金運用を共同で行う場合、運用を行う全ての国立大学法人が個々に申請を行い認定を受ける必要があるが、共同運用を行う場合、連携大学と協定を締結した**基幹大学のみが代表で認定を受ける**ことで充分とすることとしてはどうか？

北海道地区国立大学法人資金共同運用（Jファンド）



北海道地区国立大学法人が資金運用業務を共同で実施することによって、当該業務の効率化を推進するとともに、効率的な運用を図り、その利息をもって北海

道地区国立大学法人の教育研究の発展に資することを目として、Jファンド運営委員会を設置し、平成21年3月23日をもって業務協定を締結しました。

- 以下、参考（第2回事務局資料）

国立大学法人と独立行政法人との比較

	国立大学法人	独立行政法人（中期目標管理法）
組織の位置づけ	● 法律により設立される<u>独立した法人</u>	● 法律により設置される<u>独立した法人</u>
国の関与 （目標・計画等）	● <u>大臣の関与は、中期目標の策定、中期計画の認可等</u> ● 大臣は中期目標を策定、<u>法人に示し</u>、公表するとともに、法人は目標に基づき中期計画を策定（中期目標を策定する際には、<u>法人側の意見に配慮しなければならない</u>） ● <u>国立大学法人評価委員会が年度評価及び中期目標期間評価を実施（教育研究面は大学改革支援・学位授与機構が評価）</u> ● 評価を決定するときは、あらかじめ、<u>国立大学法人に意見の申立ての機会を付与</u>	● <u>大臣の関与は、中期目標の策定、中期計画の認可、法人評価等</u> ● 大臣は中期目標を策定、<u>法人に指示し</u>、公表するとともに、法人は目標に基づき中期計画を策定 ● <u>大臣が年度評価及び中期目標期間評価を実施</u>
予算上の制約	● <u>運営費交付金は「渡しきり」、使途の内訳は特定されない</u> ● 運営費交付金は翌年度に繰越可能 ● 自己努力による剰余金は、予め中期計画に記載した使途に充当可能	● <u>運営費交付金は「渡しきり」、使途の内訳は特定されない</u> ● 運営費交付金は翌年度に繰越可能 ● 経営努力による剰余金は、予め中期計画に記載した使途に充当可能
他法人への出資	● 特定の企業（TLO、VC、指定国立大学法人の特例等への<u>出資が可能</u>	● <u>個別法に規定されている法人のみ、出資が可能</u>
人事任命	● <u>学長の任命権の下、採用・承認等の決定は各大学の裁量</u> ● 外国人の学長等への任用も可能	● <u>法人の長の任命権の下、採用・昇任等の決定は法人の裁量</u> ● 外国人の法人の長等への任用も可能
給与	● <u>法人の裁量で弾力的な給与体系が可能</u>（給与基準は届出、公表）	● <u>法人の裁量で弾力的な給与体系が可能</u>（給与基準は届出、公表）
服務	● <u>法人の裁量</u>（独自に定める就業規則による）	● <u>法人の裁量</u>（独自に定める就業規則による）

国立大学法人と類似制度との比較①

	国立大学法人	公立大学法人	学校法人	放送大学学園	沖縄科学技術大学院大学学園
法的 位置付け	● <u>国立大学法人法により設置</u>	● <u>地方独立行政法人法に基づき、設立団体の議会議決を経て国又は都道府県が定款を認可</u>	● <u>私立学校法に基づき、大学を設置する法人は文部科学大臣が寄附行為を認可</u>	● <u>放送大学学園法により設置</u>	● <u>沖縄科学技術大学院大学学園法により設置</u>
目的・業務	● 国立大学法人の目的・業務は、 <u>国立大学法人法において規定</u>	● 個々の法人ごとの目的・業務は、 <u>定款において規定</u>	● 個々の法人の目的は <u>寄附行為において規定</u> ● 寄附行為は <u>文部科学大臣が認可</u>	● <u>放送大学学園法及び寄附行為において規定</u> ● 寄附行為は <u>文部科学大臣が認可</u>	● <u>沖縄科学技術大学院大学学園法及び寄附行為において規定</u> ● 寄附行為は <u>文部科学大臣が認可</u> (内閣総理大臣に通知)
予算上の 制約	● <u>運営費交付金は「渡しきり」、使途の内訳は特定されない</u> ● 運営費交付金は翌年度に繰越可能 ● 自己努力による余剰金は、予め中期計画に記載した使途に充当可能	● 設立団体である地方公共団体から「渡しきり」の <u>運営費交付金として措置</u> ● 運営費交付金は翌年度に繰越可能 ● 自己努力による余剰金は、予め中期計画に記載した使途に充当可能	● 私立学校振興助成法に基づき、 <u>教育研究に係る経常的経費について補助</u> ● <u>補助金適正化法に基づき、翌年度に額の確定を行い過大交付分は返還</u>	● <u>放送大学学園法に基づき、教育研究を含めた業務に係る経費について補助</u> ● <u>補助金適正化法に基づき、翌年度に額の確定を行い過大交付分は返還</u>	● <u>沖縄科学技術大学院大学学園法に基づき、教育研究を含む業務に係る経費について補助</u>
他法人への 出資	● 特定の企業（TLO、VC、指定国立大学法人の特例等）への出資が可能	● 特定の企業（TLO）への出資が可能 ※VC等への出資は不可	● 出資先の限定なし	● 寄附行為に基づき、一部法人への出資は不可	● 通常の学校法人と同様（但し、所管大臣の承認が必要）

国立大学法人と類似制度との比較②

	国立大学法人	公立大学法人	学校法人	放送大学学園	沖縄科学技術 大学院大学学園
目標・計画	● <u>大臣の関与は、中期目標の策定、中期計画の認可等に限定</u> ● 中期目標の策定、中期計画の認可に際しては、<u>法人側の意見に配慮するとともに、国立大学法人評価委員会の意見を聴く</u>	● <u>設立団体の長が中期目標を策定の上、議会の議決を得る</u> ● 中期計画は設立団体の長が認可 ● 中期目標の策定、中期計画の認可に際しては、<u>法人側の意見に配慮するとともに、各設立団体における地方独立行政法人評価委員会の意見を聴く</u>	● <u>事業計画及事業に関する中期的な計画の作成を義務付け（R2.4.1施行）</u> ● 事業計画及び事業に関する中期的な計画の作成に際しては、<u>認証評価の結果を踏まえる</u> ● 文部科学大臣の認可は不要	● 毎会計年度開始前に事業計画を作成の上、<u>文部科学大臣及び総務大臣が認可</u> ※この他、学校法人制度の規定が適用される	● 毎会計年度開始前に沖縄の振興及び自立的発展に配慮された事業計画を作成の上、<u>内閣総理大臣が認可</u> ※この他、学校法人制度の規定が適用される
評価	● <u>国立大学法人評価委員会が年度評価及び中期目標期間評価を実施（教育研究面は大学改革支援・学位授与機構が評価）</u>	● 各設立団体における地方独立行政法人評価委員会が年度評価及び中期目標期間評価を実施	● 特になし	● 特になし	● 特になし
人事 (任免等)	● <u>学長の任命権の下、採用・承認等の決定も各大学の裁量</u> ● 外国人の学長等への任用も可能	● <u>設立団体の長による理事長の任命権の下、採用・承認等の決定は各大学の裁量</u> ● 外国人の学長等への任用も可能	● <u>採用・承認等の決定は各大学の裁量</u> ● 外国人の学長等への任用も可能	● <u>理事長の任命権の下、採用・承認等の決定は大学の裁量</u> ● 外国人の学長等への任用は不可	● <u>採用・承認等の決定は大学の裁量</u> ● 外国人の学長等への任用も可能
給与	● <u>法人の裁量で弾力的な給与体系が可</u> (給与基準は届出、公表)	● <u>法人の裁量で弾力的な給与体系が可</u> (給与基準は設立団体の長に届出、公表)	● <u>法人の裁量で弾力的な給与体系が可能</u> (役員の報酬等の支給の基準は公表)	● <u>法人の裁量で弾力的な給与体系が可能</u> (役員の報酬等の支給の基準は公表)	● <u>法人の裁量で弾力的な給与体系が可能</u> (役員の報酬等の支給の基準は公表)
服務・懲戒等	● <u>各法人の裁量</u> (独自に定める就業規則による)	● <u>各法人の裁量</u> (独自に定める就業規則による)	● <u>各法人の裁量</u> (独自に定める就業規則による)	● <u>各法人の裁量</u> (独自に定める就業規則による)	● <u>各法人の裁量</u> (独自に定める就業規則による)

国立大学法人を評価する様々な仕組み①

◆国立大学法人評価（法定）

- 法人化により、国が設立し、公金が支出される法人として、中期目標の達成状況を評価する国立大学法人評価を導入。業務運営・財務内容の目標は毎年、教育研究の目標は4年目と6年目終了時に評価【2004】

◆認証評価（法定）

- 全ての大学等が、文部科学大臣が認証した評価機関の評価を定期的に受けることを義務化（大学の教育研究等の総合的な状況の評価（機関別認証評価：7年以内）及び専門職大学院等の評価（分野別認証評価：5年以内））【2004】

◆重点支援評価

- 機能強化を実現するための「ビジョン」「戦略」「評価指標」を各大学が主体的に作成し、その進捗状況等について外部有識者による評価を実施し、運営費交付金予算の重点支援に反映【2016】

◆成果に係る客観・共通指標

- 成果に係る客観・共通指標により実績状況を相対的に把握し、運営費交付金予算の配分に反映【2019】

国立大学法人を評価する様々な仕組み②

	国立大学法人評価	認証評価 (機関別)	運営費交付金	
			重点支援評価	成果を中心とする 実績状況に基づく配分
目 的	法人が中期目標・中期計画を着実に実施し、投じた国費が有効・適切に使用されたかどうかを国として検証	大学等の教育研究水準の向上	各法人の強み・特色を発揮し、機能強化の方向性に応じた取組をきめ細かく支援	多額の国費を投入するに当たり、厳格な評価とそれに基づく資源配分を実施 大学等の成果や実績を評価することを通じて一層の経営改革を推進
評価主体	国立大学法人評価委員会 ※教育研究面については、大学改革支援・学位授与機構に評価を要請し、その結果を尊重	文部科学大臣が認証した評価機関	有識者会議	文部科学省
評価対象	国立大学法人等	大学、短大、高等専門学校	国立大学法人等	国立大学法人等
評価期間	年度評価：毎年度 中期目標期間評価：4年目と6年目終了時	7年以内	毎年度	
評価基準	法人が策定した中期目標・中期計画の進捗・達成状況 ※中期目標は法人の意見に配慮して文部科学大臣が策定	認証評価機関が自ら定める大学評価基準	法人が設定した「ビジョン」「戦略」「評価指標」の進捗・達成状況	成果に係る客観・共通指標に基づく実績
評価項目	教育・研究・業務運営・財務等	教育・研究・財務等	教育・研究・業務運営・財務等	教育・研究・経営改革
評価結果	次期中期目標・中期計画の内容や運営費交付金に反映 (第3期中期目標期間への反映額：30億円) ※運営費交付金への反映は中期目標期間評価結果のみ	資源配分や行政処分に直接反映することはない ※一部の補助事業においては、不適合の判定を受けた大学等に対して、申請資格を与えていない。	運営費交付金に反映 (2020年度対象経費：250億円)	運営費交付金に反映 (2020年度対象経費：850億円)